

# 水産土木工事共通仕様書

## 新旧対照表

北海道水産林務部

水産土木工事共通仕様書(令和元年10月) 新旧対照表(令和元年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新)令和元年10月版	(旧)令和元年10月版	摘要																																																				
I-第1編 共通編-20	<p><b>第1章 総 則</b>  <b>第1節 総 則</b>  <b>1-1-1-32 工事中の安全確保</b>                      1～2 略                      3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通大臣官房技術調査課、令和元年)を参考にして災害の防止を図らなければならない。                      4～19 略</p>	<p><b>第1章 総 則</b>  <b>第1節 総 則</b>  <b>1-1-1-32 工事中の安全確保</b>                      1～2 略                      3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)を参考にして災害の防止を図らなければならない。                      4～19 略</p>	発行年月日の修正																																																				
I-第1編 共通編-126	<p><b>第5章 無筋、鉄筋コンクリート</b>  <b>第6節 特殊コンクリート</b>  <b>1-5-6-4 寒中コンクリート</b>                      1～5 略                      6. 受注者は、<u>鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。</u>                      また、受注者は、<u>地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。</u>                      7～15 略</p>	<p><b>第5章 無筋、鉄筋コンクリート</b>  <b>第6節 特殊コンクリート</b>  <b>1-5-6-4 寒中コンクリート</b>                      1～5 略                      6. 受注者は、凍結している地盤上にコンクリートを打込んで<del>は</del>ならない。また、受注者は、コンクリートを打込む前に鉄筋、型枠等に冰雪が付着しているときは、取り除かななければならない。                      7～15 略</p>	北海道建設部土木工事共通仕様書の改定に伴う改定																																																				
I-第1編 共通編-127 共通編-128	<p><b>1-5-6-4 寒中コンクリート</b>                      表5-5 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1" data-bbox="388 953 1222 1507"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランド</th> <th>早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。                      水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。                      2. 湿潤養生に保つ養生日数として、1-5-3-8養生に示す期間も満足する必要がある。                      3. 「(1)しばしば凍結融解をうける場合」とは、<u>寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。</u>                      4. 「(2)まれに凍結融解を受ける場合」とは、<u>凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。</u></p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p><b>1-5-6-4 寒中コンクリート</b>                      表5-5 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1626 957 2451 1507"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランド</th> <th>早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。                      水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。                      2. 湿潤養生に保つ養生日数として、1-5-3-8養生に示す期間も満足する必要がある。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	北海道建設部土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度			セメントの種類																																																			
		普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種																																																			
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																			
	10℃	7日	4日	9日																																																			
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																			
	10℃	3日	2日	4日																																																			
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																					
		普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種																																																			
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																			
	10℃	7日	4日	9日																																																			
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																			
	10℃	3日	2日	4日																																																			

水産土木工事共通仕様書(令和元年10月) 新旧対照表(令和元年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新)令和元年10月改訂	平成30年10月版	摘要																														
I-第1編 共通編-128	<p><b>1-5-6-4 寒中コンクリート</b></p> <p>表5-6 <u>養生温度を5℃以上に保つのを終了するときに必要な圧縮強度の標準(N/mm<sup>2</sup>)</u></p> <table border="1" data-bbox="373 436 1338 928"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th colspan="3">断面の大きさ</th> </tr> <tr> <th>薄い場合</th> <th>普通の場合</th> <th>厚い場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u></td> <td>1.5</td> <td>1.2</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u></td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 「(1)しばしば凍結融解をうける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。 2. 「(2)まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	断面の大きさ			薄い場合	普通の場合	厚い場合	1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u>	1.5	1.2	1.0	2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u>	5	5	5	<p><b>1-5-6-4 寒中コンクリート</b></p> <p>表5-6 激しい気象作用を受けるコンクリートの養生終了時の所用圧縮強度の標準(N/mm<sup>2</sup>)</p> <table border="1" data-bbox="1587 464 2614 900"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造物の露出状態</th> <th colspan="3">断面の大きさ</th> </tr> <tr> <th>薄い場合</th> <th>普通の場合</th> <th>厚い場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 連続して、あるいはしばしば水で飽和される場合</td> <td>1.5</td> <td>1.2</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>2) 普通の露出状態にあり、(1)に属さない場合</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	構造物の露出状態	断面の大きさ			薄い場合	普通の場合	厚い場合	1) 連続して、あるいはしばしば水で飽和される場合	1.5	1.2	1.0	2) 普通の露出状態にあり、(1)に属さない場合	5	5	5	<p>北海道建設部土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p>
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	断面の大きさ																																
	薄い場合	普通の場合	厚い場合																														
1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u>	1.5	1.2	1.0																														
2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u>	5	5	5																														
構造物の露出状態	断面の大きさ																																
	薄い場合	普通の場合	厚い場合																														
1) 連続して、あるいはしばしば水で飽和される場合	1.5	1.2	1.0																														
2) 普通の露出状態にあり、(1)に属さない場合	5	5	5																														
I-第2編 漁場編-5	<p><b>第1章 コンクリートブロック</b> <b>第1節 魚礁ブロック等</b> <b>2-1-1-6 設置</b></p> <p>1 略</p> <p>2 受注者は、ブロックの設置時期及び方法について、工事監督員と協議しなければならない。 設置時期は、着底衝撃力を考慮し、ブロックが設計基準強度に達したと判断された以降に行うものとする。 設置時期は、着底衝撃力等を考慮して、ブロックと同じ様な状態で養生した供試体の圧縮強度が、設計基準強度に達してから行うものとする。 <u>設置方法は、詳細な配置計画を記載した計画書等によりブロック設置前までに行うものとする。</u> <u>なお、配置別の基本的な考え方は次のとおり。</u> <u>ゾーン配置～設置範囲内にブロックを1段で均一に配置</u> <u>乱積配置～設置範囲内にブロックを2段と1段を混在させ均一に配置</u> <u>山積配置～設置範囲内にブロックを3段で山積みに配置</u></p> <p>3～6 略</p>	<p><b>第1章 コンクリートブロック</b> <b>第1節 魚礁ブロック等</b> <b>2-1-1-6 設置</b></p> <p>1 略</p> <p>2 受注者は、ブロックの設置時期及び方法について、工事監督員と協議しなければならない。 設置時期は、着底衝撃力を考慮し、ブロックが設計基準強度に達したと判断された以降に行うものとする。 設置時期は、着底衝撃力等を考慮して、ブロックと同じ様な状態で養生した供試体の圧縮強度が、設計基準強度に達してから行うものとする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>ブロックの基本的な配置方法について詳細を追記</p>																														

3. 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

### 1-1-1-32 工事中の安全確保

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成29年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）、港湾工事安全施工指針（（社）日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（（社）日本潜水協会）、作業船団安全運行指針（（社）日本海上起重技術協会）及びJIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
2. 受注者は、工事施工中、工事監督員の承諾及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通大臣官房技術調査課、令和元年）を参考にして災害の防止を図らなければならない。
4. 土木工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、工事監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
6. 受注者は、豪雨、出水、土石流その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかなくてはならない。
7. 受注者は、工事現場における事故防止のため、工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、柵、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
9. 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員 宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
10. 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年4月14日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合

### 1-5-6-3 暑中コンクリート

1. 受注者は、日平均気温が25℃を超えることが予想される時は、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。
2. 受注者は、暑中コンクリートの施工に当たり、高温によるコンクリートの品質の低下がないように、材料、配合、練りませ、運搬、打込み及び養生について、打込み時及び打込み直後においてコンクリートの温度が低くなるように対策を講じなければならない。
3. 受注者は、コンクリートを打込む前には、地盤、型枠等のコンクリートから吸水するおそれのある部分を湿潤状態に保たなければならない。また、受注者は、型枠、鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合には、散水、覆い等の適切な処置を講じなければならない。
4. 受注者は、コンクリートの打込みをできるだけ早く行い、練りませから打込み終了までの時間は、1.5 時間を超えてはならない。
5. 受注者は、打込み時のコンクリートの温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度が35℃を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。
6. 受注者は、コンクリートの打込みに当たっては、コールドジョイントが生じないように迅速に行わなければならない。
7. 受注者は、コンクリートの打込みを終了した時には、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防がなければならない。

### 1-5-6-4 寒中コンクリート

1. 受注者は、日平均気温が4℃以下になることが予想される時は、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。
2. 受注者は、寒中コンクリートの施工に当たり、材料、配合、練りませ、運搬、打込み、養生、型枠及び支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。
3. 受注者は、セメントの急結を防止するため、加熱した材料を用いる場合には、投入する順序を設定しなければならない。
4. 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練りませ、運搬及び打込みを行わなければならない。
5. 受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5～20℃の範囲に保たなければならない。
6. 受注者は、鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。また、受注者は、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。
7. 受注者は、コンクリートの打込み終了後直ちにシートその他材料で表面を覆い、養生

を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。

8. 受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。
9. 受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。
10. 受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥又は熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。
11. 受注者は、コンクリートの初期凍害を防止するために、表5-6の圧縮強度が得られるまで、コンクリートの養生温度を5℃以上に保たなければならない。  
 また、養生期間については、表5-5の値以上とするものとする。なお、表5-5の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。  
 また、湿潤養生に保つ養生日数として、1-5-3-8 養生 に示す期間も満足する必要がある。
12. 受注者は、凍結融解によって害をうけたコンクリートを除かななければならない。
13. 受注者は、所定の品質のコンクリートを造るため、一般に行う管理試験のほかに、コンクリートの打込み温度と、保温された空間の温度を測定しなければならない。
14. 受注者は、マスコンクリート及びその他のコンクリート温度の測定が特に必要な構造物については工事監督員の指示に従うものとする。
15. 受注者は、養生の打切り、型枠、支保工の取り外し時期の適否の確認は現場のコンクリートとできるだけ同じ状態で養生した供試体の強度試験によるか、コンクリート温度の記録から推定した強度によって行うものとする。

表5-5 寒中コンクリートの養生期間

5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混合 セメントB種
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日
	10℃	7 日	4 日	9 日
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日
	10℃	3 日	2 日	4 日

- [注] 1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。  
 水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。
2. 湿潤養生に保つ養生日数として、1-5-3-8養生に示す期間も満足する必要がある。
3. 「(1)しばしば凍結融解をうける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。
4. 「(2)まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。

表5-6 養生温度を5℃以上に保つのを終了するときに必要な圧縮強度の標準(N/mm<sup>2</sup>)

5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	断面の大きさ		
	薄い場合	普通の場合	厚い場合
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	15	12	10
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5	5	5

- [注] 1. 「(1)しばしば凍結融解をうける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。
2. 「(2)まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。

### 1-5-6-5 水中コンクリート

1. 受注者は、コンクリートを静水中に打込まなければならない。これ以外の場合であっても、流速5cm/sec以下でなければ打ち込んではいけない。
2. 受注者は、コンクリートを水中において落下させないようにし、かつ打込み開始時のコンクリートは水と直接に接しないようにしなければならない。
3. 受注者は、コンクリートの面を水平に保ちながら、所定の高さ又は水面上に達するまで連続して打込まなければならない。
4. 受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打込み中、コンクリートをかき乱さないようにしなければならない。
5. 受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。

び方法の確認を得るものとする。

- 7 受注者は、ブロック製作完了後に、コンクリート打設年月日、製作番号等を表示するものとする。

#### 2-1-1-4 組立

- 1 組立場所は、設計図書の定めによるものとする。  
なお、受注者は、組立場所の突起等の不陸を均すものとする。
- 2 組立は、ブロックメーカーの施工マニュアルにより施工するものとする。
- 3 受注者は、ブロックの組立を、魚礁組立完了後の荷重及び組立場所の設計荷重を考慮して、行わなければならない。

[参 考] 岸壁敷での組立

岸壁敷きを組立場所として使用する場合は、許容上載荷重を超えることのないよう荷重分布（敷鉄板など）や岸壁保護（サンドクッションなど）等の処置が必要である。

#### 2-1-1-5 運搬及び仮置

- 1 受注者は、ブロックの運搬及び仮置する場合の時期及び方法について、ブロックと同じ様な状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、工事監督員と協議をしなければならない。
- 2 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。  
なお、請負者は、仮置場所の突起等の不陸を均すものとする。

#### 2-1-1-6 設置

- 1 受注者は、ブロックの設置に先立ち、あらかじめブロック検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、ブロックの設置時期及び方法について、工事監督員と協議しなければならない。

設置時期は、着底衝撃力等を考慮して、ブロックと同じ様な状態で養生した供試体の圧縮強度が、設計基準強度に達してから行うものとする。

設置方法は、詳細な配置計画を記載した計画書等によりブロック設置前までに行うものとする。

なお、配置別の基本的な考え方は次のとおり。

ゾーン配置～設置範囲内にブロックを1段で均一に配置

乱積配置～設置範囲内にブロックを2段と1段を混在させ均一に配置

山積配置～設置範囲内にブロックを3段で山積みに配置

- 3 受注者は、設置時の着底速度を、ブロックに過大な着底衝撃力を与えないように、0.8 m/sec以下の速度で着底させなければならない。
- 4 受注者は、ブロックをクレーンを用いて設置しなければならない。



クレーンで吊上げる際は、適切な安全措置を講じ荷重を均等に保ち、かつ破損、亀裂等が生じないように十分注意して取り扱わなければならない。

- 5 受注者は、ブロックを設置する際、作業船を静止させ、波浪等による船体の揺れ等を考慮して、できるだけブロックに衝撃を与えないよう取り扱わなければならない。
- 6 受注者は、ブロックの設置に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して設置するものとする。